

自家用有償旅客運送の更新登録の申請について（花園区域）

1 概要

自家用自動車（公用車）を用いて有償旅客運送を行うに当たっては、道路運送法第79条の規定に基づき、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないが、登録有効期間が令和8年2月28日までとなっているため、同法第79条の6の規定に基づき、有効期間の更新の登録を受けるべく、国土交通大臣に申請を行うものである。

道路運送法（抜粋）

（登録）

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第79条の3 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第1項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

（登録の更新の登録）

第79条の6 第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 現在の登録内容

議題1の資料 3ページのとおり

3 更新登録する内容（現在の登録と変更なし）

- 区域 花園地域（一部有田川町押手を含む）
- ルート 花園地域の自宅 ⇔ ①～⑨の各所
①かつらぎ町社協花園支所、②かつらぎ町役場花園支所、
③有鉄バス花園停留所、④JA花園グリーン店、⑤花園生活改善センター
⑥旧花園温泉、⑦清滝団地集会所、⑧松谷医院、⑨押手郵便局
- 位置図 議題1の資料 4～6ページのとおり

4. かつらぎ町における自家用有償旅客運送の更新登録の必要性

(1) 利用実績

- 運送開始年月日 令和6年3月1日～
- 運行曜日 月～金（祝日を除く）
- 令和6年度実績（事故件数 0件、運賃 片道300円）

	利用人数(人)	利用回数(回)	利用料(円)	走行距離(km)
4月	26	89	26,700	189
5月	22	81	24,300	169
6月	26	80	24,000	177
7月	22	87	26,100	178
8月	22	73	21,900	127
9月	22	87	26,100	147
10月	23	105	31,500	227
11月	24	85	25,500	174
12月	25	96	28,800	194
1月	22	75	22,500	173
2月	24	83	24,900	179
3月	25	92	27,600	183
合計	283	1,033	309,900	2,117
月平均	24	86	25,825	176

- 令和7年度実績（事故件数 0件、運賃 片道300円）

	利用人数(人)	利用回数(回)	利用料(円)	走行距離(km)
4月	25	91	27,300	206
5月	30	103	30,900	198
6月	24	92	27,600	262
7月	31	100	30,000	192
8月	30	96	28,800	214
9月	30	96	28,800	214
10月	28	128	38,400	260
11月	25	92	27,600	212
12月	27	107	32,100	227
1月	24	80	24,000	176
合計	274	985	295,500	2,161
月平均	27	99	29,550	216

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

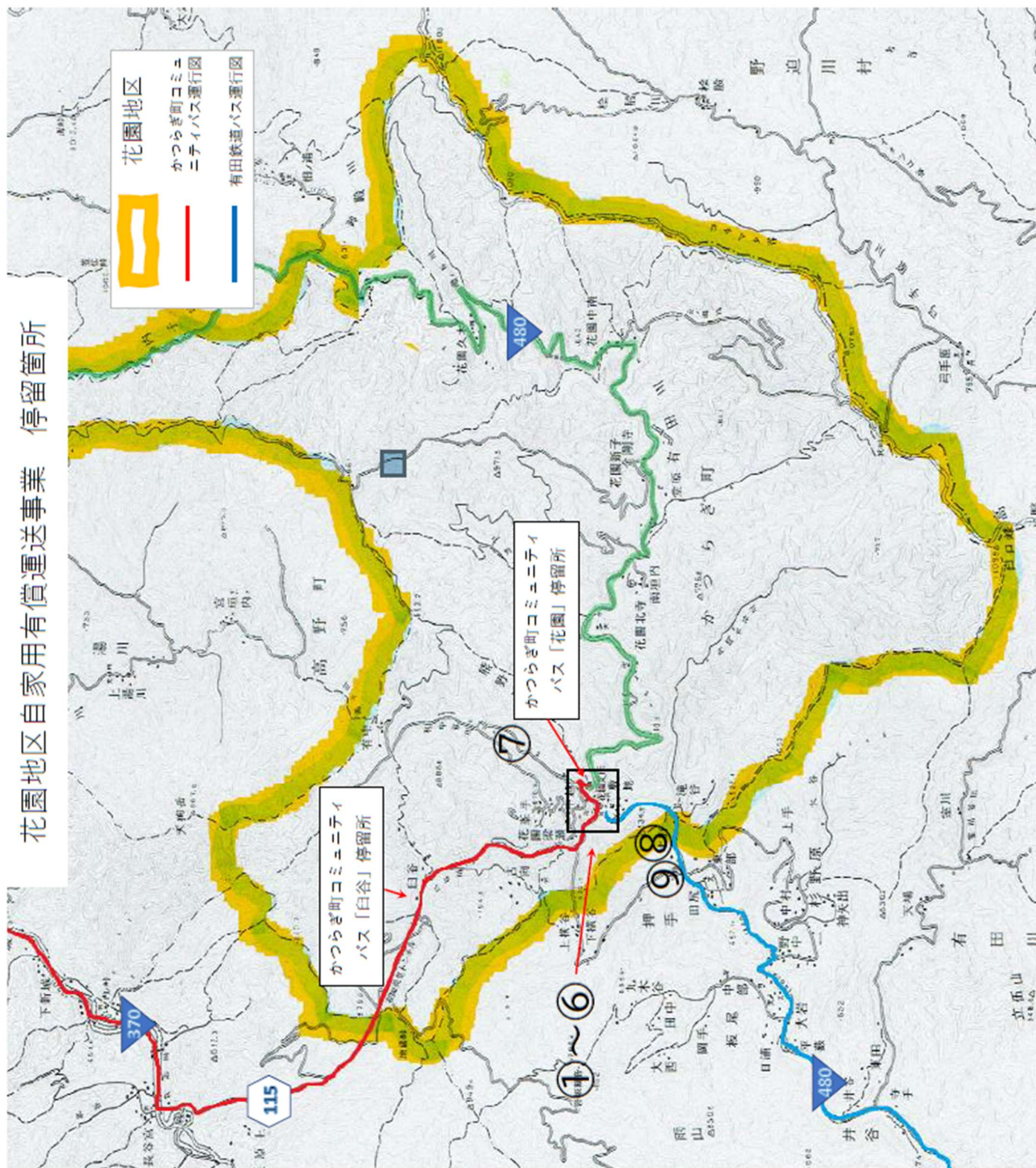
1. 登録番号
近和交第2号
2. 登録の有効期間
令和6年3月1日～令和8年2月28日
3. 名称、住所、代表者の氏名
かつらぎ町
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地
かつらぎ町長 中阪 雅則
4. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
5. 運送の区域
和歌山県かつらぎ町大字花園区域（一部有田川町押手を含む）
6. 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者の氏名又は名称及び住所
事業者協力型に該当しない。
7. 登録に付す条件
運転者等を追加する場合、道路運送法施行規則第51条の16に規定する要件の
確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

令和6年3月1日

近畿運輸局 和歌山運輸支局長 小森 成人



花園地区自家用有償運送事業 停留箇所



花園地区自家用有償運送事業 目的地



箇所名	内容等
1 社会福祉協議会花園支所	出発場所、公共施設
2 かつらぎ町役場花園支所	公共施設、金融機関（郵便局 A T M）
3 有田鉄道バス停留所	有田鉄道バス乗換場所
4 紀北川上農協花園グリーン店	金融機関、宅配便扱い、移動販売
5 生活改善センター	公共施設、サロン会場等
6 旧花園温泉	移動販売
7 清滝団地 集会所	移動販売
8 松谷医院	医療機関
9 押手郵便局	金融機関

有田川町
有田川町

花園地区自家用有償運送事業 目的地

